## 千葉市消防表彰規程運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防表彰規程(以下「規程」という。)の運用取扱いについて 必要な事項を定めるものとする。

(業績表彰) 規程第5条関係

- 第2条 全国消防職員意見発表において、優秀賞以上の成績を収めた職員に規程第5条第 1項第5号に規定する消防長業績表彰を、それ以外の職員には、同条第2項第5号に規定 する部長業績表彰又は消防署長業績表彰を行うことができる。
- 2 国際消防救助隊として派遣され活動した職員又は緊急消防援助隊として出動し活動した職員に対し、規程第5条第1項第1号又は第2号に規定する消防長業績表彰を行うことができる。

(善行表彰) 規程第6条関係

第3条 規程第6条第1項第1号及び同条第2項第1号に規定する週休日等とは、週休日、 休日及び非番日をいう。

(消防協力者表彰) 規程第7条関係

- 第4条 規程第7条第1項第2号及び第3号に規定する永年とは、5年以上とし、その受 賞後5年毎に再表彰することができる。
- 2 個人3万円以上又は団体5万円以上の金額(相当額の物品を含む。)を寄付したものは、 規程第7条第1項第4号として取扱うことができる。ただし、消防長が必要と認めたと きは、この限りでない。

(その他の表彰) 規程第8条関係

- 第5条 消防長は次の各号のいずれかに該当するものに対して、消防長その他の表彰を行う ことができる。
- (1) 救助技術大会において、千葉県大会より上位の大会で過去5年以内に3回以上入賞した職員(水上の部については、関東大会より上位の大会で過去5年以内に3回以上入賞した職員)。ただし、既に受賞している職員は除くものとする。
- (2) 音楽隊員として顕著な功労を納め、15年以上在籍し免命された職員。
- (3) 千葉市消防職員意見発表会において、最優秀賞、優秀賞及び努力賞を受賞した職員。
- (4) 警防技術大会において、優秀な成績を収めた部隊及び職員。
- (5) 千葉市消防職員教育規程に規定する初任教育において、優秀な成績を収めた職員。
- (6)消防用自動車の機関員及び消防艇の船長で、他の模範となる職員。
- (7) 防火ポスターコンクールにおいて、消防局長賞を受賞したもの。
- (8) 上記に掲げるもの以外で、消防長が特に必要と認めたもの。
- 2 部長又は消防署長は次の各号のいずれかに該当するものに対して、部長又は消防署長そ の他の表彰を行うことができる。
- (1) 部又は消防署の単位で実施されている「CHIPS!」ミーティングにおいて、優秀 であると認められたもの。
- (2) 上記に掲げるもの以外で、部長又は消防署長が特に必要と認めたもの。

(表彰の上申) 規程第9条関係

第6条 規程第4条から第8条に掲げる表彰の上申者は、原則として別表のとおりとする。 (表彰の時期) 規程第10条関係

第7条 規程第10条に規定する年1回の表彰は、原則として消防出初式に合わせて行う ものとする。

## 別表 (要綱第6条関係)

## 千葉市消防表彰規程に基づく上申者の基準

規程	第4条	第5条			第6条	第8条	第5条		第6条	第7条	
表彰の種類	功労	業績			善行	その他	業績		善行	協力者	
表彰対象 表彰者 (上申者)	職員	職員	または職員で (所属 <sup>:</sup>		体等		職員または職員で組織さ		れた団体等	消防協力者	
消防長表彰 (所属長上申)		発生場所を管轄 する所属長	所管する所属長	所管する所属長			所管する所属長			する所属長	表彰対象業務を 所管する所属長 又は発生場所を 管轄する所属長
		第1項 第1,2号		第1項 第3,4,5号	第1項		第1項 第1.2号	第1項 第3,4,5号	1項	第1項 第1号	第1項 第2,3,4号
部長表彰 (所属長(消防署 長を除く)上申)		表彰対象業務を 所管する所属長 又は職員が所 属する所属長		所管する所属長 又は職員が所							表彰対象業務を所管する所属長
		第2項 第1,2号		第2項 第3,4,5号	第2項					第2項 第1号	第2項 第2.3号
消防署長表彰 (署課長上申)		発生場所を管轄 する署課長		職員が所属する 署課長	職員が所属する 署課長	職員が所属する 署課長					発生場所を管轄 する署課長
		第2項 第1,2号		第2項 第3,4,5号	第2項					第2項 第1号	第2項 第2,3号

※ 上記の事例によりがたい場合及び特別の場合には、人事課と協議し決定する。

附則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附目

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。